



健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

# G 健康づくりサポート



加入区分：本人

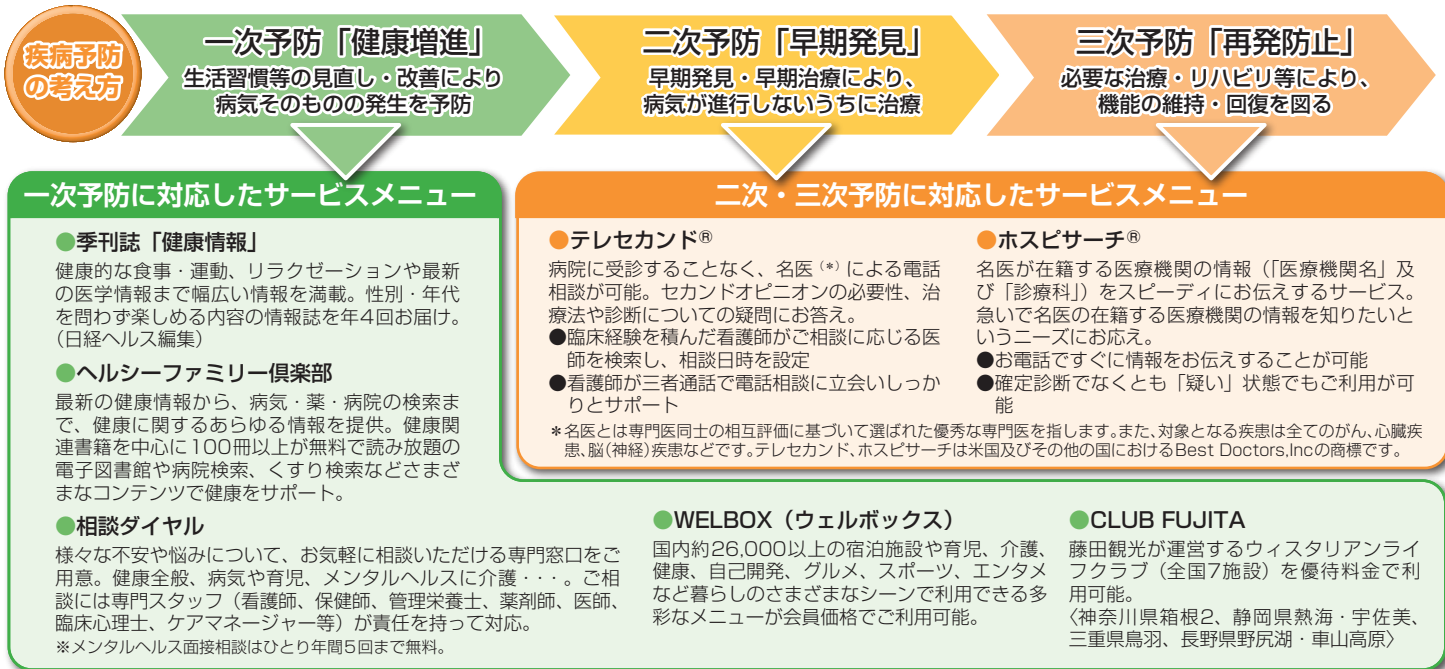
サービス運営費

月額

200円

※健康づくりサポートのみの加入は出来ません。必ず友の会ライフ保険(75歳型)、入院費用給付金、元気回復サポート保険とセットでご加入ください。

サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



## 「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間1年間(平成29年11月1日～平成30年10月31日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要な事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)
加入資格	平成29年10月末日現在、公立学校共済組合「福祉保険制度」の元気づくりサービスコースに加入しており、今回、友の会ライフ保険(75歳型)、入院費用給付金、元気回復サポート保険のいずれかに加入する一般財団法人 公立学校共済組合友の会会員の方。

## 個人情報の取扱いについて

- 事業者の名称  
明治安田ライフプランセンター株式会社
- 個人情報保護管理者(情報管理統括責任者)  
取締役(リスク管理・コンプライアンス部担当)
- 個人情報の利用目的  
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行うために利用します。
- 個人情報の取扱いの委託について  
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、当社が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行います。
- 開示対象個人情報の開示等及び問い合わせ窓口について  
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。  
【お問い合わせ先】健康増進サービス部 03-5952-5069
- 個人情報提供の任意性  
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

## 「健康づくりサポート」加入者規約

- 第1条(目的)**  
健康づくりサポートとは、明治安田ライフプランセンター株式会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。  
加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条(加入資格等)**  
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。  
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条(運営費)**  
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。
- 第4条(加入者証の付与)**  
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条(健康情報の提供)**  
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条(サービスの内容)**  
1. サービスとは、以下のものを指します。  
①当社が企画開発した以下の健康増進に関するサービス  
(1)健康情報誌等による各種健康情報の提供  
(2)電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談  
(3)その他  
②当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介  
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。  
2. 当社が第1条の目的に沿って提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加え加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。

- 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。
- 第7条(届出事項の変更)**  
1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。  
2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったとしても、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。
- 第8条(脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い)**  
1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。  
2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。  
3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。  
4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。
- 第9条(加入期間)**  
1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。  
サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。  
2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。
- 第10条(データ保護)**  
当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。
- 第11条(規約の変更)**  
本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。
- 第12条(契約の終了)**  
1. 本契約は所属する団体が明治安田生命保険相互会社及びその関連会社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。  
2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田ライフプランセンター株式会社  
【サービス内容等に関するお問合せ先】健康づくりサポート事務局：0120-567-074(平日9:00~17:00)